拠点病院の要件について

	がん診療連携拠点病院	小児がん拠点病院
1 診療体制		
(1)診療機能		
[1] 集学的治療の提供	ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん	ア 小児に多いがん、再発したがん、治癒の難しいがん
体制及び標準的治療等の	及び乳がんをいう。以下同じ。)その他各医療機関が専門と	及びその他各医療機関が専門とする小児がんについて、
提供	するがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的	手術療法、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わ
	に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療	せた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有すると
	等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の	ともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療
	診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」	(以下「標準的治療」という。) 等小児がん患者の状態に
	という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供する	応じた適切な治療を提供すること。
	こと。	
	イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス (検査及	_
	び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。)を整備するこ	
	と。	
	ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供でき	イ 小児がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を
	るよう、キャンサーボード(手術、放射線療法及び化学療法	提供できるよう、キャンサーボード(手術療法、放射線
	に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を	療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有す
	異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等	る医師その他の専門を異にする医療従事者等によるがん
	を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス	患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検
	をいう。以下同じ。)を設置し、定期的に開催すること。	討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)
		を設置し、定期的に開催すること。

		ウ 外来で長期にわたり診療できる体制を整備するこ
		と。さらに、地域の医療機関等との連携協力体制を構築
		すること等により、小児がん患者に対して、成人後も含
		めて、長期にわたり診療できる体制を構築していること。
		エ 急変時等の緊急時に小児がん患者が入院できる体制
		を確保すること。
[2] 化学療法の提供体	ア 急変時等の緊急時に(3)の[2]のイに規定する外来化学	_
制	療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院でき	
	る体制を確保すること。	
	イ 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組	ア 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、
	織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、	組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委
	必要に応じて、キャンサーボードと連携協力すること。	員会は、必要に応じて、キャンサーボードと連携協力す
		ること。
[3] 緩和ケアの提供体	ア (2)の[1]のウに規定する医師及び(2)の[2]のウに	ア (2)の[1]のウに規定する医師及び(2)の[2]の
制	規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、	ウに規定する看護師等を構成員とする小児の緩和ケアチ
	当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、が	一ムを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置
	ん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。	付けるとともに、小児がん患者に対し適切な緩和ケアを
		提供すること。
	イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備	イ 外来において専門的な小児の緩和ケアを提供できる
	すること。	体制を整備することが望ましい。
	ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医	ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主
	及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを週	治医及び看護師等が参加する症状緩和に関するカンファ
	1回程度開催すること。	レンスを定期的に開催すること。

	エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチームによ	エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチーム
	る診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必	による診察が受けられる旨の掲示をするなど、小児がん
	要な情報提供を行うこと。	患者及び家族等に対し必要な情報提供を行うこと。
	オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が	オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護
	アに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における	師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅
	緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を
		行うこと。
	カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設け	カ 小児の緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付
	るなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携	窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診
	協力体制を整備すること。	療所等との連携協力体制を整備することが望ましい。
[4] 病病連携·病診連携		
の協力体制		
	ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行う	ア 地域の医療機関から紹介された小児がん患者の受入
	こと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん	れを行うこと。また、小児がん患者の状態に応じ、地域
	患者の紹介を行うこと。	の医療機関へ小児がん患者の紹介を行うこと。
	イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法	イ 小児がんの病理診断又は画像診断に関する依頼、手
	又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相	術療法、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地
	互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。	域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携
		協力体制を整備すること。
	ウ 我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパス	ウ 患者の状況に応じて、地域連携クリティカルパス(拠
	(がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療	点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、
	役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成	共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成される小
	されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をい	児がん患者に対する診療の全体像を体系化した表をい

	う。以下同じ。)を整備すること。	う。以下同じ。)を整備することが望ましい。
	エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用するな	エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用する
	ど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当	など、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院
	該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。	時に当該小児がん患者に関する共同の診療計画の作成等
		を行うことが望ましい。
[5] セカンドオピニオ	我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法	小児がんについて、手術療法、放射線療法又は化学療法
ンの提示体制	に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンド	に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカ
	オピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者	ンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外
	の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示	の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同
	する体制を有すること。	じ。)を提示する体制を有すること。
(2)診療従事者		
[1] 専門的な知識及び	ア 専任(当該療法の実施を専ら担当していることをいう。こ	ア 放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する
技能を有する医師の配置	の場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっ	医師を1人以上配置すること。
	ていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支	
	えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割	
	以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下	
	同じ。)の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有す	
	る医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、	
	原則として常勤であること。また、専従(当該療法の実施日	
	において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場	
	合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少	
	なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以	
	下同じ。)であることが望ましい。	

	T
イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する	イ 専任(当該療法の実施を専ら担当していることをい
医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、	う。この場合において、「専ら担当している」とは、担当
原則として常勤であること。また、専従であることが望まし	者となっていればよいものとし、その他診療を兼任して
l'°	いても差し支えないものとする。ただし、その就業時間
	の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要が
	あるものとする。以下同じ。)の化学療法に携わる専門的
	な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。
	なお、当該医師については、原則として常勤であること。
	また、専従(当該療法の実施日において、当該療法に専
	ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従
	事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、
	当該療法に従事していることをいう。以下同じ。) である
	ことが望ましい。
ウ (1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身	ウ (1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに、身体
体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を	症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師
1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則と	並びに精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を
して常勤であること。また、専従であることが望ましい。	有する医師をそれぞれ1人以上配置すること。なお、当
(1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の	該各医師については常勤であることが望ましい。
緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上	
配置すること。なお、当該医師については、専任であること	
が望ましい。また、常勤であることが望ましい。	
エ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。	エ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置するこ
なお、当該医師については、原則として常勤であること。	│ │と。なお、当該医師については、原則として常勤である

		こと。
[2] 専門的な知識及び	ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人	ア 放射線療法に携わる診療放射線技師を1人以上配置
技能を有するコメディカ	以上配置すること。	すること。
ルスタッフの配置	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検	放射線療法における機器の精度管理、照射計画の検証、
	証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上	照射計画補助作業等に携わる技術者等を1人以上配置す
	配置すること	ること。
	イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する	イ 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常
	常勤の薬剤師を1人以上配置すること。	勤の薬剤師を1人以上配置すること。
	(3)の[2]のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学	
	療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を	
	1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従	
	であることが望ましい。	
	ウ (1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩	ウ (1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに、緩和
	和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師	ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護
	を1人以上配置すること。	師を1人以上配置すること。
	(1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤	(1)の[3]のアに規定する緩和ケアチームに協力する
	師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること	薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ 1 人以上配置
	が望ましい。	することが望ましい。
	エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること	エ 細胞診断に関する業務に携わる者を1人以上配置す
	が望ましい。	ることが望ましい。
		オ 小児看護やがん看護に関する専門的な知識及び技能
		を有する専門看護師又は認定看護師を配置していること

		が望ましい。
		カ チャイルドライフスペシャリスト、小児科領域に関
		する専門的知識を有する臨床心理士又は社会福祉士のよ
		うな療養を支援する担当者を配置していることが望まし
		い。
[3] その他	ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供でき	ア 小児がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を
	るよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に	提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連
	推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置するこ	携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居
	とが望ましい。	室等を設置することが望ましい。
	イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院におい	イ 拠点病院の長は、当該拠点病院において小児がん医
	てがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専	療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性
	門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門	及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門
	性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価	性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該
	に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数(放	評価に当たっては、手術療法・放射線療法・化学療法の
	射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価する	治療件数(放射線療法・化学療法については、入院・外
	ことが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携	来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患
	の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導	者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・
	実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。	日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加
		実績等を参考とすること。
(3)医療施設		
[1] 年間入院がん患者	年間入院がん患者数 (1年間に入院したがん患者の延べ人数	
数	をいう。)が1200人以上であることが望ましい。	

[2] 専門的ながん医療を 提供するための治療機器 機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器である と			
及び治療室等の設置 こと 器であること。	[2] 専門的ながん医療を	ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該	ア 放射線療法に関する機器を設置すること。ただし、
イ 外来化学療法室を設置することが望ましい。	提供するための治療機器	機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器である	当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機
ウ 集中治療室を設置することが望ましい。 イ 集中治療室を設置することが望ましい。 エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置することが望ましい。 一 オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場所及びその機会を設けることが望ましい。 り合うための場所及びその機会を設けることが望ましい。 [3] 敷地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 (4) 診療実績 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特	及び治療室等の設置	こと	器であること。
エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。 オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。 [3] 敷地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 (4) 診療実績 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特		イ 外来化学療法室を設置すること。	_
置すること。 オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うた めの場を設けることが望ましい。 [3] 敷地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 (4) 診療実績 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上をあること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特		ウ 集中治療室を設置することが望ましい。	イ 集中治療室を設置することが望ましい。
オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うた めの場を設けることが望ましい。		エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設	_
めの場を設けることが望ましい。 り合うための場所及びその機会を設けることが望ましい。 別地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 別地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 別地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 [3] き血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 [1] 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特		置すること。	
い。		オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うた	ウ 小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語
[3] 敷地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特		めの場を設けることが望ましい。	り合うための場所及びその機会を設けることが望まし
と。 (4) 診療実績 [1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			l'o
(4) 診療実績	[3] 敷地内禁煙等	敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。	敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこ
者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。 [2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			٤.
供すること。 (2) 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特	(4) 診療実績		[1] 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事
[2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提
上 (うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。 [3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			供すること。
[3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			[2] 固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度以
度以上であること。 (5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。
(5) その他 (1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が 認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			[3] 造血器腫瘍について、年間新規症例数が10例程
認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特			度以上であること。
	(5) その他		(1) 特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会が
定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する「認定施			認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」及び特
			定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する「認定施

		設」であること。
		(2) 公益財団法人骨髄移植推進財団が認定する移植
		認定病院又は日本さい帯血バンクネットワークに登録し
		ている移植医療機関であること。
2 研修の実施体制	(1)原則として、別途定める「プログラム」に準拠した当	_
	該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩	
	和ケアに関する研修を毎年定期的に実施すること。	
	(2) (1) のほか、原則として、当該2次医療圏において	_
	がん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア	
	等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、	
	実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努める	
	こと。	
	(3) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者	地域の医療機関等の医療従事者も参加する小児がんの診
	も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催するこ	療、相談支援、がん登録、臨床試験等に関するカンファ
	と。	レンスや勉強会等を毎年定期的に開催すること。
3 情報の収集提供体制		
(1)相談支援センター	[1]及び[2]に掲げる相談支援を行う機能を有する部門(以下	[1] 及び[2]に掲げる相談支援を行う機能を有する部門
	「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外	(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援セ
	の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療	ンター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合
	に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望	には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名
	ましい。)を設置し、当該部門において、アからクまでに掲	称を用いることが望ましい。)を設置し、当該部門にお
	げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援	いて、アからキまでに掲げる業務を行うこと。なお、院
	センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、	内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を

相談支援センターについて積極的に広報すること。	受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターにつ
	いて積極的に広報すること。
[1] 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「が	[1] 小児がん中央機関による研修を修了した小児がん
ん対策情報センター」という。) による研修を修了した専従	患者及びその家族等の抱える問題に対応できる専任の相
及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ 1 人以上配置する	談支援に携わる者を1人以上配置すること。
こと。	
[2] 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん	[2] 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外の
患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相	小児がん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機
談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し	関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、
十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に	相談支援に関し十分な経験を有する小児がん患者団体と
積極的に取り組むこと。	の連携協力体制の構築に積極的に取り組むことが望まし
	い。
<相談支援センターの業務>	<相談支援センターの業務>
ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・	ア 小児がんの病態、標準的治療法等小児がん診療等に
早期発見等に関する一般的な情報の提供	関する一般的な情報の提供
 イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門	
とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に	イ 領域別の小児がん診療機能、診療実績及び医療従事
関する情報の収集、提供	者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び
ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	医療従事者に関する情報の収集、提供
エ がん患者の療養上の相談	ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
	エ 小児がん患者の発育、教育及び療養上の相談
オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連	

	携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	オ 地域の医療機関及び医療従事者等における小児がん
		診療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
	カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談	
	キ HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談	
	ク その他相談支援に関すること	
		カ 必要に応じて、地域の医療機関に対して相談支援に
		関する支援を行うこと。
		キ その他相談支援に関すること
(2)院内がん登録	[1] 健康局がん対策・健康増進課長が定める「標準登録様式」	[1]別途定める「小児がん標準登録様式」に基づく院内が
	に基づく院内がん登録を実施すること。	ん登録を実施すること。また、毎年、院内がん登録の集
		計結果等を小児がん中央機関に情報提供すること。
	[2] がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院	[2] 小児がん中央機関による研修を受講したがん登録
	内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	の実務を担う者を1人以上配置すること。
	[3] 毎年、院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センタ	_
	一に情報提供すること。	
	[4] 院内がん登録を活用することにより、当該都道府県が行	[4] 拠点病院の所在する都道府県が行う地域がん登録
	う地域がん登録事業に積極的に協力すること。	事業に積極的に協力すること。
(3) その他	[1] 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を	_
	提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合	
	は、そのがんの種類等を広報すること。	

事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。) の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの 種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している ことが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。			
ア 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及 び過去の臨床研究の成果を広報すること。 イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び 薬剤名等を広報することが望ましい。 4 臨床研究に関すること 小児がんに関する臨床研究等を行う場合は、次に掲げる 事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。) の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの 種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している ことが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (1) 保育士を配置していること。			_
び過去の臨床研究の成果を広報すること。 イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び 薬剤名等を広報することが望ましい。 小児がんに関する臨床研究等を行う場合は、次に掲げる 事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの 種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している ことが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体		すること。	
イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び 薬剤名等を広報することが望ましい。 小児がんに関する臨床研究等を行う場合は、次に掲げる 事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。) の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの 種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している ことが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体		ア 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及	
東剤名等を広報することが望ましい。 小児がんに関する臨床研究等を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 〔1) 保育士を配置していること。 〔2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体		び過去の臨床研究の成果を広報すること。	
4 臨床研究に関すること 小児がんに関すること 小児がんに関する臨床研究(治験を除く。以下同じ。) の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体		イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び	
事項を実施すること。 (1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。) の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 5 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体		薬剤名等を広報することが望ましい。	
(1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (1) 保育士を配置していること。	4 臨床研究に関すること		小児がんに関する臨床研究等を行う場合は、次に掲げる
の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。 (2) 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 (1) 保育士を配置していること。 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			事項を実施すること。
(2) 参加中の治験について、その対象であるがんの 種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している ことが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望 ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			(1) 進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)
種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 (3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。
(3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置していることが望ましい。 (4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			(2) 参加中の治験について、その対象であるがんの
ことが望ましい。			種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。
(4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望ましい。 (5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			(3) 臨床研究を支援する専門の部署を設置している
ましい。			ことが望ましい。
(5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を 推進すること。 (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			(4) 臨床研究コーディネーターを配置することが望
推進すること。 5 患者の発育及び教育等に (1) 保育士を配置していること。 関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			ましい。
5 患者の発育及び教育等に 関して必要な環境整備 (1) 保育士を配置していること。 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			(5) 地域の医療機関とも連携し、地域の臨床研究を
関して必要な環境整備 (2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体			推進すること。
(2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体	5 患者の発育及び教育等に		(1) 保育士を配置していること。
	関して必要な環境整備		
虚弱の特別支援学級による教育支援(特別支援学校によ			(2) 病弱の特別支援学校又は小中学校の病弱・身体
			虚弱の特別支援学級による教育支援(特別支援学校によ
る訪問教育を含む。)が行われていること。			る訪問教育を含む。)が行われていること。

(3) 退院時の復園・復学支援が行われていること。
(4) 子どもの発達段階に応じた遊戯室等を設置して
いること。
(5) 家族等が利用できる、長期滞在施設又はこれに
準じる施設が整備されていること。
(6) 家族等の希望により、24時間面会又は患者の
付き添いができる体制を構築していること。
(7) 患者のきょうだいに対する保育の体制整備を行
っていることが望ましい。